

労働基準監督署の役割

労働基準監督署は、厚生労働省の第一線機関であり、全国に321署あります。労働基準監督署の内部組織は、労働基準法などの関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う「方面」（監督課）、機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う「安全衛生課」、仕事に関する負傷などに対する労災保険給付などを行う「労災課」、会計処理などを行う「業務課」から構成されています（署の規模などによって構成が異なる場合があります）。

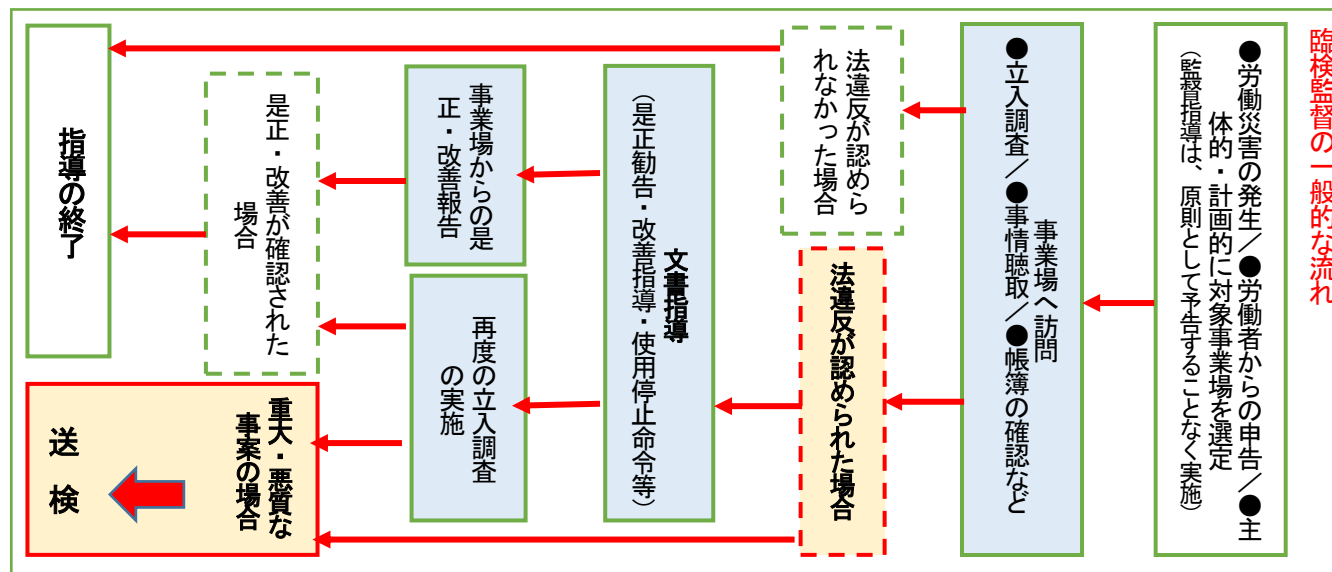
1. 方面（監督課）の主な仕事

【申告・相談の受付】

法定労働条件に関する相談や、勤務先が労働基準法などに違反している事実について行政指導を求める申告を受け付けます。

【臨検監督（監督指導）】

労働基準法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告などを契機として、事業場（工場や事務所など）に立ち入り、機械・設備や帳簿などを調査して関係労働者の労働条件について確認を行います。その結果、法違反が認められた場合には事業主などに対しその是正を指導します。また、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。



【司法警察事務】

事業主などが、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など、重大・悪質な事案については、労働基準法などの違反事件として取調べ等の任意捜査や捜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

2. 安全衛生の主な仕事

労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。具体的には、クレーンなどの機械の検査や建築工事に係る計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、職場での健康診断の実施状況や有害な化学物質の取扱いに関する措置（マスクの着用など）の確認などを行っています。

3. 労災課の主な仕事

労働者災害補償保険法に基づき、働く人の、業務上または通勤による負傷などに対して、被災者や遺族の請求により、関係者からの聴き取り・実地調査・医学的意見の収集などの必要な調査を行った上で、事業主から徴収した労災保険料をもとに、保険給付を行っています。

2025年の年末調整のための各種様式が公開

2025年の税制改正により、個人所得税は基礎控除の見直しが行われることが決まっていますが、この度、国税庁から「令和7年分年末調整のための各種様式」が公開されたのでご確認ください。

- ・給与所得者の扶養控除等の（異動）申告

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm

- ・給与所得者の保険料控除の申告

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_05.htm

- ・給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除、特定親族特別控除及び所得金額調整控除の申告

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_73.htm

国税庁「A2 源泉所得税関係（令和7年分年末調整のための各種様式）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/mokuji.htm>